

道路標識等管理要綱の制定について（通達）

平成 20 年 2 月 26 日

熊交規第 147 号

道路標識及び道路標示の管理については、これまで「道路標識等管理要綱の制定について（通達）」（平成 11 年 3 月 9 日付け熊交規甲第 693 号）に基づき実施してきたところであるが、交通安全施設管理システムの運用開始に伴い、今後は、別添「道路標識等管理要綱」に基づき実施することとしたので、適切な管理に努められたい。

なお、本通達の施行をもって前記通達は廃止する。

別添

道路標識等管理要綱

第 1 趣旨

この要綱は、道路標識及び道路標示（以下「道路標識等」という。）の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

第 2 管理体制

- 1 警察本部に本部道路標識等管理責任者（以下「本部管理責任者」という。）を置き、交通規制課長をもって充てる。
- 2 警察署に警察署道路標識等管理責任者（以下「署管理責任者」という。）を置き、警察署長をもって充てる。
- 3 本部管理責任者及び署管理責任者は、相互に連携して、道路標識等の適正な維持管理に努めるものとする。
- 4 署管理責任者を補佐し、道路標識等の管理に関する事務を処理するため、警察署に道路標識等管理補助者を置き、交通規制を担当する課長をもって充てる。

第 3 維持管理

1 点検

署管理責任者は、署員による日常的な警察活動を通じ、道路標識等にその効用を損なうような破損、滅失等の異状がないか随時把握するとともに、次の点検を実施するものとする。

(1) 定期点検

道路標識等の補植又は補修工事のため、交通規制担当者が年 1 回以上定期的に行う点検

(2) 特別点検

風水害、震災その他の災害の発生直後に行う点検

2 管理台帳

- (1) 本部管理責任者は、道路標識管理台帳（別記様式第1号）及び道路標示管理台帳（別記様式第2号）を交通安全施設管理システムにより作成し、署管理責任者へ送付するものとする。
- (2) 本部管理責任者及び署管理責任者は、道路標識等を維持管理するための基礎資料として、道路標識管理台帳及び道路標示管理台帳を適切に保管・管理するものとする。

第4 異状認知時の措置

- 1 署管理責任者は、道路標識等の破損、滅失その他の異状を認知した場合は、予算措置を必要としない簡易な補修、障害物の除去等を行うとともに、取替え等が必要と認めるときは、本部管理責任者に報告するものとする。
- 2 1の場合において、標識柱の倒壊等により緊急に修繕が必要なときは、署管理責任者は、危険防止のための応急措置を講じた上で、直ちに、緊急修繕上申書（別記様式第3号）により本部管理責任者に報告するものとする。
- 3 本部管理責任者は、署管理責任者から1及び2の規定による報告を受けたときは、必要な施設整備を行うものとする。

別記様式（略）